

統計委員会答申(抜粋)

統計委第7号  
平成28年9月29日

総務大臣  
山本早苗 殿

統計委員会委員長  
西村清彦

諮問第92号の答申  
科学技術研究調査の変更について

本委員会は、諮問第92号による科学技術研究調査の変更について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 本調査計画の変更

(1) 承認の適否

平成28年7月6日付け総統経第102号により総務大臣から申請された「基幹統計調査の変更について(申請)」(以下「本申請」という。)について審査した結果、以下のとおり、統計法(平成19年法律第53号)第10条各号の各要件のいずれにも適合しているため、「科学技術研究調査」(基幹統計調査。以下「本調査」という。)の変更を承認して差し支えない。

ただし、以下の「(2)理由等」で指摘した事項については、計画の修正が必要である。

(中略)

## 2 統計委員会諮問第60号の答申（平成25年12月13日付け府統委第175号）で示された「今後の課題」への対応状況

本調査については、統計委員会第60号の答申において、以下の検討課題が指摘されている。

### （1）科学技術基本計画、フラスカチ・マニュアル等への対応について

（中略）

このうち、（1）について、総務省は、学識経験者及び関係行政機関を含めた検討の場において調整した上で、調査事項の採否等についての方向を定めているところであり、対応はおおむね適切と考える。

ただし、今後の調査事項の見直しに当たっては、以下の点に留意する必要がある。

- ① フラスカチ・マニュアルの全体像と本調査における調査事項との対応関係を俯瞰する資料を整理し、検討の参考資料とする。
- ② 民間利用者の要望も広く聴いた上で調査計画を策定する。
- ③ 調査票丙のうち大学については、今後、大学本部で調査できるものと学部単位で調査した方がよいものとに分ける可能性を検討する。

（中略）

## 4 今後の課題

### （1）「開発研究」の定義変更に伴う対応

前記1（2）ア（ウ）に記載した性格別研究費における「開発研究」の定義変更に関し、調査実施に当たっては、定義変更の趣旨を報告者に対して十分に周知するとともに、審査の際は、変更に伴って生じ得る報告者の回答状況や集計結果への影響について検証する必要がある。

### （2）フラスカチ・マニュアル等への対応

フラスカチ・マニュアル等で対応が求められている事項で、現時点で検討中とされている事項の把握について、引き続き検討する必要がある。

なお、検討に当たっては、前記2のただし書きに記載した点に留意する必要がある。

### （3）消費税の取扱いの検討

本調査では、消費税込みでの回答が求められているが、報告者の負担軽減の観点から、税込みで回答するか、税抜きで回答するかについて報告者が選択できる方法

（経済センサス-活動調査（総務省及び経済産業省所管の基幹統計調査）等で導入されている。）を採用することの可否を検討する必要がある。